

令和6年度

陸上自衛隊キャリア採用幹部 採用要項



1 受付期間

第1回：令和6年3月1日(金)～5月17日(金)まで(締切日必着)

第2回：令和6年8月1日(木)～10月11日(金)まで(同上)

※ 第1回目までで採用予定人員を満たせた場合は、第2回目は実施しない場合があります。

2 採用予定数

若干名

3 応募資格等

(1) 次の①から③のいずれかに該当し、下の表に記載する専攻学科等、業務経験、経過年数、資格・免許の要件を満たす者

- ① 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者
- ② 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学位を授与された者
- ③ 外国における学校を卒業した場合で、大学卒業に相当すると認められる者

応募部門 (採用予定人員)		採用時 階級	専攻学科等	業務経験	経過年数(注) (令和6年4月1日現在)	資格免許
研究 開発	電子 技術	電子技術 (1名)	電気通信工学及び 応用物理学並びに これらに相当する 学科	通信電子器材、電子応用 機器等電子工学に関する 技術を用いた研究、開発 及び生産に関する業務に 従事	5年以上	当該学科の修士 以上又は、それ に類する資格
		解析 (1名)			2尉 又は 3尉	
	機械 技術	機械計測 (1名)	機械工学及び航空 工学並びにこれら に相当する学科	火器、車両、内燃機関、 航空機、飛翔体等機械工 学に関する技術を用いた 研究、開発及び生産に関 する業務に従事	5年以上	当該学科の修士 以上又は、それ に類する資格
		解析 (1名)			1尉	

注：経過年数は、①に該当する者は大学を卒業した時、②に該当する者は学位を授与された時、③に該当する者は、外国の学校を卒業した時以後の年数をいう。

※ 各部門の主な業務については、4ページを参照

(2) この試験を受けられない者

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とする者以外)

4 試 験

- (1) 試験期日 第1回：令和6年6月10日(月)
第2回：令和6年11月1日(金)
- (2) 試験会場 市ヶ谷駐屯地(東京都新宿区)
- (3) 試験種目 筆記試験、口述試験及び身体検査

主な身体検査の合格基準(注1)

検査項目	基 準	
	男 子	女 子
身長	150cm以上のもの	140cm以上のもの
体重	身長と均衡を保っているもの(注2)	
視力	両側の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの	
色覚	色盲又は強度の色弱でないもの	
聴力	正常なもの	
歯	多数のう歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの	
その他 (尿検査 胸部X線検査等) (注3)	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。) 脊椎疾患に関わる手術を5年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれんやローランドてんかんの既往(服薬なしで発作が過去5年間なく、再発のおそれがないもので診断書等が必要)等を除く。) (5) 過度の肥満症 (6) 高血圧症、低血圧症 3 開腹手術の既往歴のないもの(ただし、次のものを除く。) (1) 外そけい・臍ヘルニア根治術 (2) 腸管癒着症状を残さない虫垂切除術 (3) 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後1年以上再発・後遺症がないもの (4) 開腹手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの 4 刺青がないもの(注4)・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	

注1：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障を来す疾患(重篤な症状を来す可能性の高い食物アレルギーなど)について不合格となることがあります。「不合格疾患一覧表」は、自衛官募集ホームページ(重要なお知らせ)に掲載しておりますので、ご確認ください。

注2：「身長と均衡を保っているもの」の基準については合格基準表(5ページ)のとおり。なお、体重が基準を超過していても、体脂肪率を測定して合格とする場合があります。細部はお近くの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

注3：「既往歴」、「手術歴」又は身体上不安等のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。事実と異なる申告をした場合は、合格通知されていてもその事実が判明した時点で不合格となることがあります。

注4：専ら美容を目的として眉又はまぶたにほどこされたものについては、この限りではありません。

※ 身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。

※ 身体検査の合格基準については、変更になる場合があります。変更事項は自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

5 受験手続

- (1) 志願書類の請求
志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において取り扱っています。
志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A4判)に切手(140円)を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。その際、「陸上自衛隊キャリア採用幹部志願書類」の請求であることを明記してください。
自衛官募集ホームページから志願書類を請求又はダウンロードすることもできます。
- (2) 提出書類及び提出先
志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。

項 目	内 容	必要数
志 願 票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。 (脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)	1部
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1部
免許証の写し	応募資格となるものを提出してください(注2、注3)。	1部
証 明 書	大学以上の卒業証明書及び成績証明書(注2、注3)	各1部
返信用封筒 (長形3号)	宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注4)。	1部

注1：写真は「志願票」及び「自衛隊受験票」用で2枚必要となります。本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可です。

注2：提出していただく志願票、免許証の写し及び証明書等は、返却いたしません。

注3：提出していただく書類が外国語表記である場合は、当該書類を和訳した書類を添付してください。

注4：後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日前になっても自衛隊受験票が届かない場合は、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部に必ずお問い合わせください。

6 合格者の発表

- (1) 第1回試験合格者は、令和6年7月25日(木)、第2回試験合格者は令和6年12月16日(月)に各自衛隊地方協力本部ホームページ及び自衛官募集ホームページに掲載するとともに、合格通知等の送付をもって通知します。

なお、不合格者には通知しません。

合格通知書は、送付事情などにより、延着、不着となる場合もありますので、できるだけ自衛隊地方協力本部ホームページ等で確認してください。合格通知書が発表の日から5日経過しても到着しない場合には、至急志願書類を提出した自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

- (2) 合否の理由等に関する照会には原則応じられません。

注：個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく保有個人情報の開示請求は除く。

- (3) 合格者には、採用に関する意向調査を行います。意向調査において応諾した者は、採用予定者となります。

7 入 隊

- (1) 合格者は令和7年4月頃、陸上自衛隊幹部候補生学校(福岡県久留米市)に入隊します。

- (2) 入隊時に再度身体検査を行います。この際、異常のある者は不採用となる場合がありますので、健康管理には十分注意してください。入隊までの間に異常が生じた場合は、担当する自衛隊地方協力本部までご連絡ください。

なお、併せて薬物使用検査を実施します。

- (3) 採用されるまでの間に隊員となるにふさわしくない行為があった場合は、採用予定を取り消されることがあります。

8 俸給等(令和6年1月1日現在)(注)

- (1) 俸給の月額

- 1等陸尉 約29万～約31万円
- 2等陸尉 約26万～約29万円
- 3等陸尉 約25万～約28万円

注：採用時の俸給は、採用予定者の学歴・職歴等により異なります。また、俸給の月額については、法律の改正により改定される場合があります。

- (2) 各種手当

毎月の俸給のほか、期末・勤勉手当(年2回)が支給されます。また、勤務地域や職種・職域に応じた各種手当等があります。

- (3) 退職手当

勤続6か月以上で勤務年数に応じて支給されます。

- (4) 若年定年退職者給付金制度

若年定年制から生ずる不利益を補うため、自衛官として20年以上勤務し、1等陸佐以下で定年退職をした場合に支給されます。給付金支給額の目安としては、定年退職後から60歳までの期間1年につき、退職時の俸給月額の約6か月分が支給されます。

9 そ の 他

- (1) 志願書類の提出後、住所等を変更したときには、速やかに次のところへ連絡してください。

- 試験終了前に変更した場合……………志願書類を提出した自衛隊地方協力本部
- 試験終了後に変更した場合

防衛省陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課募集班

〒162-8802 東京都新宿区市谷本村町5-1 ☎03(3268)3111(代表) 内線40296

- (2) 受験のための交通費及び宿泊費は、自己負担になります。

- (3) その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

陸上自衛隊キャリア採用幹部とは

応募資格に定められた学部・専攻学科等を卒業後、関連する業務経験を有し、資格を有する方を対象に、その経験を活かし、装備品等の研究開発、その他の採用部門に関する業務に従事する幹部自衛官を採用するものです。

入隊後の教育

入隊後、陸上自衛隊幹部候補生学校(福岡県久留米市)において約2か月間、幹部自衛官として必要な教育を受けます。

主な業務

資格・免許等に応じて、陸上自衛隊の各部隊等で次のような業務等に従事します。

部 門		業務概要	
研究開発	電子技術	電子技術	通信機器・電波関連の試験計画の作成、試験統制、供試品の整備、電子関係器材等に関する調達業務等の実施、新領域である電磁波装備の推進
		解 析	試験計画の作成、試験方案の作成、試験統制、テレメーター器材等の保守、取得データの解析、解析プログラムの作成、電子関係器材等に関する調達業務等
	機械技術	機械計測	計測計画の作成、計測器材の整備、計測員の育成、操用性に係る定量的計測・評価要領の確立
		解 析	試験計画の作成、試験方案の作成、試験統制、計測器材の作成、計装器材(含む3Dプリンター)の作成、CAD設計、計測関係器材等に関する調達業務等

■ 合格基準表

男子

身長	体重	体重超過の判定基準
cm	kg以上	kg以上
150.0～	44	65
152.0～	45	67
155.0～	47	69
158.0～	47.5	71.5
161.0～	48	74
164.0～	49	76.5
167.0～	50	79
170.0～	52	81.5
173.0～	54	84
176.0～	56	86.5
179.0～	58	89
182.0～	60	91.5
185.0～	62	94
188.0～	64	96.5
191.0～	66	99

女子

身長	体重	体重超過の判定基準
cm	kg以上	kg以上
140.0～	38	52
142.0～	39	53
145.0～	40	55
148.0～	42	57
150.0～	43	58
152.0～	43.5	59.5
155.0～	44	62
158.0～	44.5	64.5
161.0～	45	67
164.0～	46	69.5
167.0～	47.5	72
170.0～	49	74.5
173.0～	51	77
176.0～	53	79.5
179.0～	55	82
182.0～	57	85
185.0～	59	88
188.0～	61	91
191.0～	63	94

■ 志願票・自衛隊受験票記入例

① 志願票

医科・歯科幹部自衛官 (キャリア採用幹部)・技術曹
 医科・歯科・薬剤科幹部候補生
 陸上自衛官(看護)

氏名 ぼうえい いちろう (男) 防衛 一郎 女

生年月日 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

職業 〇〇〇〇

志願区分 ⑤ 海・空 医科・歯科・薬剤科

部門・職域 ⑥ 電子技術

希望試験場 (1次) (2次)

衛生履歴 免状番号 資格免技 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

現住所 マンション名 アパート名まで記入

家族等連絡先 防衛 太郎

学歴 〇〇高等学校 〇〇〇〇大学

職歴 勤務先(現職まで) 職務内容 所在地(市町村まで記入) 在職期間

過去の自衛官等の受験 ⑭ 自衛隊員(予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補及び退職者を含む)記入欄

私は、キャリア採用幹部 採用試験を受験したいので、申し込みます。
 私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当していません。
 また、この志願票の記載事項は事実と相違ありません。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 氏名(自筆) 防衛 一郎

注：記入上の注意
 1. 写真はシタック(ボールペン)で本人が書き添はしりて記入してください。
 2. 右上の二重線の「受付・指定試験場」欄には記入しないでください。
 3. 記入欄が足りずには、適宜の用紙をつけて記入してください。
 4. 記入事項に不正があると採用を取り消される場合があります。
 5. 志願票に記載した内容は、自衛官等の募集以外の目的では使用することはありません。

☆志願票の「記入上の注意」をよく読んで下記の要領で記入してください。

- ①「志願する募集種目」：「キャリア採用幹部」を○で囲む。
- ②「氏名」：戸籍に記載されているとおり正確に記入
- ③「生年月日」：年齢は令和6年4月1日現在の年齢を記入
- ④「職業」：「大学生」、「大学院生」、「専門学校生」、「会社員」、「無職」等と記入
- ⑤「志願区分」：陸・海・空を一つ選択し○で囲む。
- ⑥「部門・職域」：希望する部門を記入
※4ページ(主な業務)の部門欄を参考
- ⑦「希望試験場」：担当地方協力本部に確認のうえ記入
- ⑧「特技・資格免許」：国家資格免許、修士以上の取得学位等を記入
- ⑨「現住所」：志願者本人の現住所を都道府県から番地、マンション名・室番号まで詳細に記入。また、電話番号(携帯可)も志願者本人と直接連絡が取れるものを記入
なお、「メールアドレス(連絡希望者)」は合格を通知するためのものではありません。
- ⑩「家族等連絡先」：志願者本人と連絡が取れない場合に代理となる方の氏名、続柄、住所(都道府県から番地、マンション名・室番号)及び電話番号を記入。ただし、住所が現住所と同じであれば住所欄に「同上」と記入。また、代理となる方がいない場合は空欄可
- ⑪「学歴」：高校から現在までのもの(専修学校・予備校等含む。)を中退等も含め、すべて詳細に記入し、「卒業・卒業見込・中退」のいずれかを○で囲む。
- ⑫「職歴」：今までの就職先(在学中以外のアルバイトも含む。)をすべて詳細に記入し、無職の場合も、勤務先欄に「無職」と記入し、在職期間の欄にその期間を記入
なお、職務内容欄は、応募資格の業務経験を有しているかどうかを確認するため、特に詳細に記入
- ⑬「過去の自衛官等の受験」：受験経験者は「有」を○で囲み、最新の受験種目、年月を記入し、未経験者は「無」を○で囲む(自衛官等とは、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、自衛隊費貸学生、防衛大学校学生、防衛医科大学校学生及び高等工科大学校生徒をいう。)
- ⑭「自衛隊員記入欄」：該当者は記入。予備自衛官補は現職欄のみ記入(階級は予備自衛官補と記入)し、予備自衛官は現職欄及び退職欄(予備自衛官補からの任用者は除く。)ともに記入(階級は予備〇士(例)と記入)

注：記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。

注：志願票については変更になる可能性があります。詳細については最寄りの自衛隊地方協力本部で確認してください。

注：年月日は和暦で記入してください。

注：写真(志願票及び自衛隊受験票用)：本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可

注欄は記入しないでください。

自衛隊受験票

受取地方協力本部

注

応募種別 一般幹部候補生(大卒程度・院卒者)、航空学生、一般曹候補生、医科・歯科幹部自衛官、キャリア採用幹部(海・空)、技術曹(陸・海・空)、防衛大学校学生(推薦・総合選抜・一般)、防衛医科大学校学生(医学科・看護学科(自衛官候補看護学生))、陸上自衛隊高等工科大学校生徒(推薦・一般)、自衛官候補生、予備自衛官補(一般・技能(陸上)・技能(海上))その他()

受験番号 注

氏名 ぼうえい いちろう 防衛 一郎

試験場 注

試験日時 注

写真 (志願票と同じものを貼り付ける。縦4×横3cm)

- 注：1 応募種別、氏名欄のみ記入、応募種別は該当を○で囲むこと。
 2 一般幹部候補生志願者は、大卒程度・院卒者の区分を○で囲むこと。
 3 キャリア採用幹部志願者は、陸・海・空の区分を○で囲むこと。
 4 技術曹志願者は、陸・海・空の区分を○で囲むこと。
 5 防衛大学校学生志願者は、推薦・総合選抜・一般の区分を○で囲むこと。
 6 防衛医科大学校学生志願者は、医学科・看護学科(自衛官候補看護学生)の区分を○で囲むこと。
 7 陸上自衛隊高等工科大学校生徒志願者は、推薦・一般の区分を○で囲むこと。
 8 予備自衛官補志願者は、一般・技能(陸上)・技能(海上)の区分を○で囲むこと。

<自衛隊法第38条第1項>

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●志願書類の請求・提出先(受付機関)

地方協力本部	郵便番号	所在地	電話番号	URL
札幌	060-8542	札幌市中央区北4条西15丁目1	011(631)5472	https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/
函館	042-0934	函館市広野町6-25	0138(53)6241	https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/
旭川	070-0902	旭川市春光町国有無番地	0166(51)6055	https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/
帯広	080-0024	帯広市西14条南14丁目4	0155(23)5882	https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/
青森	030-0861	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F	017(776)1594	https://www.mod.go.jp/pco/aomori/
岩手	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎2F	019(623)3236	https://www.mod.go.jp/pco/iwate/
宮城	983-0842	仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F	022(295)2612	https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/
秋田	010-0951	秋田市山王4丁目3-34	018(823)5404	https://www.mod.go.jp/pco/akita/
山形	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1・2F	023(622)0712	https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/
福島	960-8112	福島市花園町5番46号 福島第2地方合同庁舎2F	024(531)2351	https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/
茨城	310-0061	水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎4F	029(231)3315	https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/
栃木	320-0043	宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F	028(634)3385	https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/
群馬	371-0805	前橋市南町3丁目64-12	027(221)4471	https://www.mod.go.jp/pco/gunma/
埼玉	330-0061	さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F	048(831)6043	https://www.mod.go.jp/pco/saitama/
千葉	263-0021	千葉市稲毛区轟町1丁目1-17	043(251)7151	https://www.mod.go.jp/pco/chiba/
東京	162-8850	新宿区市谷本村町10番1号	03(3260)0543	https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/
神奈川	231-0023	横浜市中区山下町253-2	045(662)9429	https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/
新潟	950-8627	新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F	025(285)0515	https://www.mod.go.jp/pco/niiyata/
山梨	400-0031	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎2F	055(253)1591	https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/
長野	380-0846	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F	026(233)2108	https://www.mod.go.jp/pco/nagano/
静岡	420-0821	静岡市葵区柚木366	054(261)3151	https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/
富山	930-0856	富山市牛島新町6-24	076(441)3271	https://www.mod.go.jp/pco/toyama/
石川	921-8506	金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F	076(291)6250	https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/
福井	910-0019	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F	0776(23)1910	https://www.mod.go.jp/pco/fukui/
岐阜	502-0817	岐阜市長良福光2675-3	058(232)3127	https://www.mod.go.jp/pco/gifu/
愛知	454-0003	名古屋市中川区松重町3-41	052(331)6266	https://www.mod.go.jp/pco/aichi/
三重	514-0003	津市桜橋1丁目91	059(225)0531	https://www.mod.go.jp/pco/mie/
滋賀	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F	077(524)6446	https://www.mod.go.jp/pco/shiga/
京都	604-8482	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3F	075(803)0820	https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/
大阪	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館3F	06(6942)0715	https://www.mod.go.jp/pco/osaka/
兵庫	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F	078(261)8600	https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/
奈良	630-8301	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F	0742(23)7001	https://www.mod.go.jp/pco/nara/
和歌山	640-8287	和歌山市築港1丁目14-6	073(422)5116	https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/
鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F	0857(23)2251	https://www.mod.go.jp/pco/tottori/
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F	0852(21)0015	https://www.mod.go.jp/pco/shimane/
岡山	700-8517	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F	086(226)0361	https://www.mod.go.jp/pco/okayama/
広島	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F	082(221)2957	https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/
山口	753-0092	山口市八幡馬場814	083(922)2325	https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/
徳島	770-0941	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F	088(623)2220	https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F	087(823)9206	https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/
愛媛	790-0003	松山市三番町8丁目352-1	089(941)8381	https://www.mod.go.jp/pco/ehime/
高知	780-0061	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F	088(822)6128	https://www.mod.go.jp/pco/kochi/
福岡	812-0878	福岡市博多区竹丘町1丁目12番	092(584)1881	https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/
佐賀	840-0047	佐賀市与賀町2-18	0952(24)2291	https://www.mod.go.jp/pco/saga/
長崎	850-0862	長崎市出島町2-25 防衛省長崎合同庁舎	095(826)8844	https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/
大分	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎5F	097(536)6271	https://www.mod.go.jp/pco/oita/
熊本	860-0047	熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F	096(297)2051	https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/
宮崎	880-0901	宮崎市東大淀2丁目1-39	0985(53)2643	https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/
鹿児島	890-8541	鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第2地方合同庁舎1F	099(253)8920	https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/
沖縄	900-0016	那覇市前島3丁目24-3-1	098(866)5457	https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/

< 自衛官募集ホームページ >

< 自衛官募集X(旧ツイッター) >

(キャリア採用幹部)



● お問合せは、下記自衛隊地方協力本部へ。